

埼玉県発達障害者支援センター運営協議会設置要綱

1 目的

県が設置する発達障害総合支援センターと県の委託により運営する発達障害者支援センター（以下、「2支援センター」という。）の適正な運営、相互の事業調整及び関係機関との連携等について協議を行う。

2 協議事項

- (1) 2支援センターの適正な運営について
- (2) 2支援センターの相互の事業調整
- (3) 2センターの市町村や関係機関との連携のあり方
- (4) その他必要な事項

3 構成機関

埼玉県発達障害者支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の構成は、2支援センター協議の上、決定する。

4 任期

「3」の構成機関は、2年毎に見直す。ただし、更新を妨げない。

5 事務局

運営協議会の運営は、2支援センターが共同して行う。

6 その他

この要綱に定めるほか、運営協議会について必要な事項は2支援センターの協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。